



様式第3号（第4条関係）

## 町政情報部分開示決定通知書

高産 - 1000  
平成23年8月29日

野中公彦様

【実施機関の名称】高鍋町長 小澤浩



平成23年8月15日付けで開示請求のあった町政情報については、一部を除いて次のとおり開示することを決定したので、高鍋町情報公開条例第8条第1項及び第2項の規定により通知します。

町政情報の 開示の 内容	平成22年家畜伝染病口蹄疫経過報告書（高鍋町・高鍋町家畜防疫対策本部・高鍋町自衛防疫推進協議会）
開示の日時	平成23年 9月 2日（金） 午前 11時 00分 午後
開示の場所	情報公開室
開示の方法	1 閲覧（ <input type="checkbox"/> 原本、 <input type="checkbox"/> 複写） ② 写しの交付 3 視聴
一部を開示 しない理由	高鍋町情報公開条例第5条第1・2号に該当 （理由）個人に関する情報、法人その他団体に関する情報が記載されている部分について開示しない。
*一部について 町政情報の開示をしない 理由がなくなる期日	年 月 日
所管課	産業振興課 農林畜産係 （電話0983-26-2021 内線268）
備考	

（教示） この決定について不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、  
【 高鍋町長 】 に対して異議申立てをすることができます。

- （注）
- 町政情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
  - 当日ご都合の悪いときは、あらかじめ所管課までご連絡ください。
  - \*印の欄は、一部について町政情報の開示がなくなる期日であり、その期日をあらかじめ明示することができる場合に記載していますので、当該町政情報の開示を希望される場合は、この期日以降に改めて請求してください。
  - 写しの作成に要する費用等が必要な場合は、備考欄に記入しています。